

福祉用具貸与サービスが変わりました

介護報酬改定により、本年4月から福祉用具貸与サービスの制度が大きく変更されました。

どのような趣旨から制度が変更されたのですか？

- 介護保険制度は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。したがって、将来にわたり制度の持続可能性を高めるためには、よりサービスの必要性の高い中重度者の方に対する支援を強化・重点化することが必要となっています。
- また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。
- 今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

	被扶養者の方	中重度者の方
車いす及び車いす付属品	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び特殊寝台付属品	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具及び体位交換器	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊感知機器	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助つえ	保険給付可能	保険給付可能

- 制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）です。
- これらの福祉用具について、軽度者の方（要支援者・要介護1）については、身体の状況に照らして、一定の条件に当てはまる場合を除き、介護保険での保険給付が行われません。
- 一定の条件に当てはまる場合については、引き続き、介護保険での保険給付を受けることが可能です。
(左表太青枠参照)

軽度者の方であっても、身体の状況に照らし一定の条件に当てはまれば、引き続き、保険給付を受けることが可能です。

一定の条件とは？

- 引き続き、保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）
- 原則として、要介護認定データを利用して身体の状況などを客観的に判断した結果、一定の条件に当てはまる方は、引き続き、介護保険での保険給付を受けることが可能です。
- また、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくはケアマネジメント担当者等にご相談ください。

例えば、「特殊寝台」の場合、

「日常的に起きあがりが困難」又は「日常的に寝返りが困難」であると、要介護認定調査の結果によって客観的に判断されます。



各種目における一定の条件とその判定方法について

種目	一定の条件	判定方法
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に歩行が困難な者 ○ 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	→認定調査結果で判断 →ケアマネジメントで判断
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に起きあがりが困難な者 ○ 日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果で判断
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果で判断
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ○ 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ○ 移動において全介助を必要とする者	認定調査結果で判断
移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に立ち上がりが困難な者 ○ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ○ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	} 認定調査結果で判断 →ケアマネジメントで判断

すでにサービスを利用している方への経過措置期間についても、9月末に終了します。ご注意ください！

- 平成18年4月以前から、すでに福祉用具貸与サービスを利用していた軽度者の方も、一定の条件に当てはまらなければ、本年9月末をもって、介護保険での保険給付が行われなくなります（経過措置期間の終了）。
- その場合、利用者の方の選択により、10月以降は、自費で費用を支払うことなどによりサービス利用を継続することも可能です。詳しくは、ケアマネジメント担当者等にご相談ください。